

ブラウンハイム自治会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、「ブラウンハイム自治会」と称します。
- 第2条 本会の事務所は、ブラウンハイム管理事務所内に置きます。
- 第3条 本会の会員は、ブラウンハイムに居住する者全員とします。
- 2 前項の定めにもかかわらず、本会の活動単位は、一世帯を一単位とし、二世帯以上が同居する場合には、合わせて一単位とみなします。
- 第4条 会員は、本会が一世帯当たり定める額の会費を納め、会の運営を支援します。
- 第5条 本会は、いかなる政治的・宗教的・営利的な活動もこれを行いません。

第2章 目的及び活動

- 第6条 本会は、会員相互の連携を密にして、その親睦をはかり、住生活の向上と明るい居住環境をつくることを目的として活動します。

第3章 役員及び組織

- 第7条 本会は、次の役員並びに委員等を置きます。
- | | |
|----------|---------------------|
| *会長 | 1名 |
| *副会長 | 2名 |
| *書記 | 2名 |
| *会計 | 1名 |
| *企画委員会委員 | 10名以内（夏祭り、冬季交流会等担当） |
| *一般部会部長 | 4名（第11条に定める） |
| *階段委員 | 21名 |
| *会計監査 | 2名 |
| *顧問 | 若干名（会長経験者を含む） |
- 2 本会は、会長、副会長、書記、会計、企画委員会委員長及び一般部会部長をまとめて「役員」と称します。
- 第8条 本会の役員及び委員は次の職務を遂行します。
- (1) 会長は、自治会を代表し、自治会活動の全体を統括推進し、また、その活動に責任を持つと共に、階段委員の中から副会長、書記、会計を、会員の中から企画委員会委員及び同委員長並びに顧問の推薦を行うことができます。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、自治会事務運営を分担して総括します。
また、会長不在の折、あるいは、会長が任期半ばで辞任した場合には、副会長の互選により、そのいずれか1名が会長の職務を代行します。
 - (3) 書記は、自治会が主催する会議の議事、並びに、催事等の資料を記録し、適切に保存します。

- (4) 会計は、自治会活動に関する経理処理を担当し、経理内容を適切に記録して収支決算を行い、その結果を適時会長及び総会に報告します。また、責任をもって会計台帳及び預貯金通帳を保管しなければなりません。
- (5) 企画委員会委員は、自治会が特に企画する催事（例えば、夏祭り、冬季交流会等）の活動を分担し、企画委員会委員長は、それぞれの催事の企画・推進・実行に責任をもって当たります。
- (6) 第 11 条に定める一般部会の部長は、各部の担当する業務及び行事の企画・推進・実行に責任をもって当たります。
- (7) 階段委員は、担当する階段の情報伝達、自治会資料の配付、自治会会費の徴収を主として担当します。また、自分が希望する一般部会の委員、あるいは、企画委員会委員として自治会が企画する催事等の実施に参加します。
- (8) 会計監査は、自治会の経理を適時監査し、その結果を会長及び総会に報告します。
- (9) 顧問は、会長の求めに応じて自治会活動及び運営について適切な助言を行います。

第 9 条 本会の役員及び委員は、次の方法によって選出されます。

- (1) 会長は、原則として階段委員の中から選出され階段委員総数の投票による過半数を以って推薦され、総会の承認によって選任されます。
- (2) 副会長、書記、会計は、階段委員の中から選出されます。会員の中から企画委員会委員並びに顧問は、会員の中から会長の推薦を受け、総会の承認によって選任されます。
企画委員会委員長は委員の中より選出されます。
- (3) 階段委員は、原則として各階段の会員の中から 1 名が室番号の順に輪番で選出されます。ただし、輪番に相当する会員が身体上あるいはその他やむ得ない理由で階段委員活動に参加できない場合は、自治会と当該階段の会員全員が協議して、別の選出方法を選択することができます。
- (4) 会計監査委員は、該当する期の役員及び委員以外の会員の中から総会で選出されます。

第 10 条 本会の役員及び委員の任期は次の通りとします。

- (1) 会長の任期は 1 年間とします。
- (2) 副会長、書記、会計、企画委員会委員、同委員長及び顧問の任期は 1 年間とします。ただし、1 年毎に留任することができます。
- (3) 階段委員の任期は 1 年とします。
- (4) 階段委員に欠員が生じた時は、当該階段から補充します。ただし、その任期は原則として前任者の残任期間とします。
- (5) 階段委員、またはその他会員の発議により、階段委員総数の過半数の決議によって、本会役員の見解を総会に提案することができます。

第 11 条 本会は、次の一般部会を置きます。ただし、必要に応じて他の専門部会、または、親睦を図るための実行委員会を設置することができます。

- (1) 広報部：本会活動の記録、広報、会誌「赤れんが」の発行、行政機関、

その他公的機関発行の資料配布・掲示、その他必要情報の伝達

- (2) 環境部：住環境の維持・改善及び健康管理にかかわる環境の整備、防災・防犯活動、その他関連する活動
- (3) イベント部：会員の親睦を図るための行事、または催し事、スポーツ活動、講演会等の企画、推進、および実践
- (4) シニア部：シニア会員を対象に、情報交換・親睦活動を目的とし、元ブラウンクラブの活動を引き継ぎ、活動については会長・副会長が補助します。既存サークルは発起人の自主運営とし、自治会の推奨で補助金を受けることができます。また、新しい「サークル」・「短期的活動」の発起を推奨し、自治会が補助します。

2 前項に定める一般部会の部長は、互選により各部の構成員から選出されます。

第12条 本会は、ブラウンハイム居住者の安全維持を図るためにブラウンハイム管理組合と合同で災害対策組織「災害に備える会」を編成して、これを運営します。但し、各行政機関に対しては、本会がブラウンハイム全体を代表します。

- (1) この災害対策組織「災害に備える会」の構成は、自治会代表、管理組合代表、防火管理者、常任委員、並木中央小学校地域防災拠点運営委員会委員代表及び管理組合管理員とします。
- (2) この災害対策組織「災害に備える会」を構成する自治会代表は、環境部部長を含む役員の互選によって選任されます。
- (3) 本条第1項に定める常任委員は、ブラウンハイム居住者の中から別に定める公募方法によって選任します。これによって選任された常任委員の任期は3年間とします。ただし、重任を妨げません。
- (4) この災害対策組織「災害に備える会」の運営に関しては、別に定める運営規則によって行われます。

第13条 シニア会員を対象にしたブラウンクラブは、第11条(4)項、シニア部として置きかえます。また、金沢区シニアクラブ連合会より脱会し、会を廃止します。

第4章 会議

第14条 本会の会議は、次の通りとします。

(1) 定例会議

*総会 (自治会員全員で構成)

*定例委員会 (階段委員及び役員で構成)

(2) 臨時会議

本会は、必要に応じて役員会・一般部会・実行委員会を適時開きます。

第15条 前条第1項の定例会議は、いずれも構成員の2分の1以上の出席を得て成立し、総会を除く会議の議決は、話し合いによる満場一致を旨としますが、やむを得ないときは出席者の3分の2以上の賛成を得て決定します。

総会の議決は総会出席会員(世帯代表者)の2分の1以上の賛成によって決めます

第16条 総会は、本会の最高議決機関であり、毎年1回、4月に定例総会を会長が招集して開

催されます。その他、緊急と役員会が判断した場合、あるいは、会員の3分の1以上の要望がある場合は、臨時総会を開くことができます。

第17条 総会で決議される事項は、次の通りとします。

- 1) 会則の改廃
- 2) 役員承認及び解任
- 3) 決算報告及び予算
- 4) 活動報告
- 5) 運営方針及び年度計画
- 6) 会計監査の選出
- 7) その他

第18条 役員会は、必要の都度会長が招集し、次の事項を協議し、決定します。

- *組織運営
- *催事等の企画
- *その他会の運営に必要な事項

第19条 定例委員会は毎月開くものとし、次の事項を審議します。

- *日常業務
- *その他

第5章 会計

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第21条 会費は一世帯月額300円とし、その徴収は6か月毎に階段委員が行います。

第22条 本会は、会費、その他の収入及び前年度繰越金を以ってその経費に当てます。

第23条 本会の収支決算は会計監査を経た上で、総会の承認を得なければなりません。

第6章 附則

第24条 本会は、内規として慶弔規定、旅費規程、居住者名簿規定、自治会内規の改廃規定、ブラウクラブ会則規定及び協力団体補助規定を定めます。

第25条 この会則は平成29年4月9日に改正され、即日施行されます。

来歴 昭和53年10月29日制定、施行
昭和63年4月3日改正
平成17年4月10日改正
平成18年4月9日改正
平成21年9月6日改正
平成27年4月5日改正
平成27年12月1日施行
平成28年4月3日改正、即日施行
平成29年4月9日改正、即日施行

ブラウンハイム自治会内規

【慶弔規定】

第1条 自治会員の慶弔に際して、慶弔金を贈ります。

第2条 慶弔金は次の5種とします。

- (1) 香典 会員が死亡したとき、香典 5,000 円を供えます。
- (2) 出産祝 会員が出産したとき、お祝いとして 5,000 円相当の品物を贈ります。
- (3) 新成人祝 会員が成人したとき、お祝いとして 3,000 円相当の品物を贈ります。
- (4) 新入学児祝 会員が小学校に入学するとき、お祝いとして 2,000 円相当の品物を贈ります。
- (5) 敬老の祝 会員と同居の親族が同年 9 月末日現在、70 歳の方・80 歳の方・90 歳の方に 2,000 円相当の品物を贈ります。

【旅費規定】

第1条 本会は、会員が自治会活動に際し、交通機関等を使用したときは、下記により、その実費を支払うものとします。

- (1) 会長が必要と認める活動に伴うものとします。
- (2) 本条にいう、交通機関とは、原則的に公的交通機関とします。但し、会長が必要と認めるときは、その限りではないものとします。

【居住者名簿規定】

第1条 本会は、ブラウンハイム全居住者から名簿の提出を受け、以下の通り名簿を作成し管理します。

- (1) 居住者名簿の提出に関して、災害時に利用する為に、毎年 5 月に居住者名簿の提出を自治会、管理組合、「災害に備える会」名で居住者に依頼し、名簿を作成します。
- (2) 名簿の保存は、原票を自治会長が預かり、コピーを 2 部作成し、1 部を「災害に備える会」委員長が預かり、他 1 部を管理事務所内の施錠できる書棚に保管し、災害時に利用します。
- (3) 更新する際の旧書類は上記三組織の立ち合いの下にシュレッダーで処分します。

【ブラウクラブ会則規定】

第1条 ブラウクラブは、金沢区シニアクラブ連合会より脱会し、会を廃止します。

【協力団体補助規定】

第1条 本会は、協力団体への補助は中止し、補助費は今後支出予算として計上しないことに
します。

今後、補助を復活する場合には、役員会及び階段委員会の決議を経て、自治会総会に於
いて決議するものとします。

【自治会内規の改廃規定】

この内規の改廃並びに運営は役員会で行います。

来歴	昭和 53 年 10 月 29 日	制定、施行
	昭和 63 年 4 月 3 日	改正
	平成 15 年 1 月 12 日	改正
	平成 16 年 12 月 5 日	改正
	平成 17 年 2 月 6 日	改正
	平成 24 年 4 月 1 日	改正
	平成 26 年 4 月 6 日	改正、施行
	平成 28 年 4 月 3 日	改正、施行
	平成 29 年 4 月 9 日	改正、施行